

「横浜市犯罪被害者等支援条例」の周知について

平成 31 年 4 月 1 日から、「横浜市犯罪被害者等支援条例」が施行されますので、地域の皆様への周知を行ってまいります。

つきましては、各自治会町内会の皆様には、掲示板へのポスターの掲示について御協力くださいますよう、お願い申し上げます。

1 横浜市犯罪被害者等支援条例について

横浜市犯罪被害者相談室(平成 24 年開設)では、犯罪等の被害に遭い、様々な問題に直面する市民等(以下、犯罪被害者等)が再び平穏な生活を営むことができるように、相談に応じ、支援を行っています。しかし、犯罪被害者等の抱える問題は多岐に及ぶため、様々な支援が必要となります。

本市では、犯罪被害者等の権利利益の保護が図られる社会の実現に向けてさらに一步踏み出すために、犯罪被害者等の視点に立った施策を講ずる必要があると考え、平成 31 年 4 月 1 日から「横浜市犯罪被害者等支援条例」を施行し、犯罪被害者等支援施策のさらなる充実を図ります。

2 今回の依頼事項について

自治会町内会掲示板でのポスター掲示をお願いします。

参考：周知方法について

- ・チラシの配布(3月～4月)
- ・交通広告等の利用(3月)
- ・自治会掲示板でのポスター掲示(4月)
- ・市民利用施設でのポスター掲示(4月)
- ・広報よこはま4月号への掲載
- ・横浜市ホームページへの掲載

担 当：市民局人権課

北川・岡庭

電 話：671-3118

FAX：681-5453

E-mail：sh-jinken@city.yokohama.jp

「横浜市犯罪被害者等支援条例」ができました

平成31年
4月1日(月)
から運用を
開始します

犯罪被害にあうと…

多くの人は、犯罪被害について「自分には無関係」「自分には起きるはずがない」などと考えてしまいがちです。しかし、ある日突然、犯罪や事故に巻き込まれ、命を奪われたり負傷してしまうことが、誰にでも起こりうるのです。

犯罪にあうと、心身や財産等への直接の被害に加え、捜査や裁判等、司法上の手続きのほか次のような事態も生じてきます。

日常生活のこと

体調を崩して、仕事に行けないし、子どもの世話や、家事もできなくなってしまった…。

精神的なこと

事件のことを思い出し、不安になったり、落ち込んだりしてしまう…。眠れなくなってしまい、食欲もなくなってしまった。

住居のこと

自宅で被害にあったので、犯人に住居を知られている。家にいるのが不安。



経済的なこと

生計の中心者が事件で傷害を負い、医療費も、生活費も心配。様々な手続きを行うにも、交通費等様々な負担があり、経済的に困窮している。

仕事のこと

職場を長く休んでしまっている。このまま仕事を続けられるのか心配…。

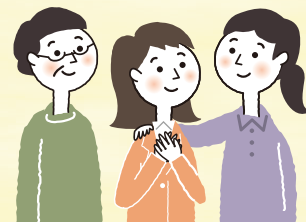
周囲の人の言動のこと

知人から事件のことをいろいろ聞かれたり、今までと違う態度をとられるのがつらい…。

このほか、加害者からのさらなる被害(再被害)の心配や、周囲の心ない言動によって、さらに傷つけられること(二次被害)といった問題が考えられます。

これらの負担の軽減のために…

横浜市では、平成24年から犯罪被害者相談室を開設し、犯罪等の被害にあい、様々な問題に直面する市民とその御家族、御遺族等の相談に応じてきましたが、**更なる支援の充実のため、「横浜市犯罪被害者等支援条例」を制定し、被害者支援の施策を拡充します。**裏面を御覧ください。



市民・事業者の皆様をお願いしたいこと

犯罪被害を受けた方を地域で支えるためには、市民の皆様の御理解・御協力が必要です。そこで、

- 犯罪被害者等の置かれている状況や心情、二次被害についての御理解をお願いします。
- 犯罪被害者等の就労及び勤務、その他、その被害に関し事業者等が行うべき各種手続等についても十分な配慮をお願いします。
- 市が条例に基づき実施する犯罪被害者等のための施策に御協力をお願いします。

条例に基づく支援

日常生活支援

日常生活の安定のため、家事、育児等の支援を要する場合、適切な福祉保健サービスが提供されるよう支援します。

精神面への支援

精神的被害から早期に回復することができるよう支援します。

住居支援

犯罪被害により従前の住居に居住することが困難となった場合、必要な支援を行います。

経済的負担の軽減

犯罪等に起因する経済的負担の軽減を図るため、一時的な生活資金の助成等、必要な支援を行います。

雇用の安定のための支援

雇用の安定のため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業者の皆様への理解が深められるよう支援を行います。

※事業の詳細については、市会での平成31年度予算審議を経て決定次第お知らせします。

これらの支援については、横浜市犯罪被害者相談室を中心に行います。

一人で悩まず、御相談ください。

また、あなたの周りに犯罪被害にあい、お悩みの方がいらっしゃいましたら、横浜市犯罪被害者相談室を御案内ください。



横浜市犯罪被害者相談室

045-671-3117 **相談無料**

【受付時間】9時～17時(月～金 ※祝日・年末年始を除く。)

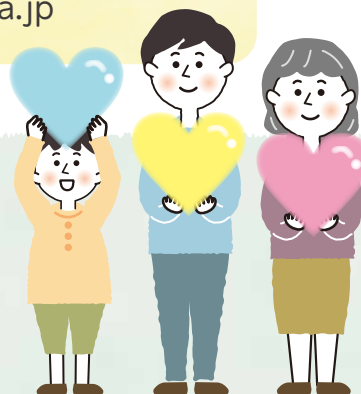
FAX・メールからの御相談もお受けしています。

※横浜市犯罪被害者相談室では、社会福祉専門職の相談員(市職員)が犯罪被害にあわれた皆さまの御相談をお受けします。

FAX 045-681-5453

E-mail sh-cvsoudan@city.yokohama.jp

市民の皆様の御理解、御協力を
よろしくお願いたします。



[問い合わせ先]

横浜市市民局人権課 犯罪被害者相談室

〒231-0017 横浜市中区港町1-1

TEL 045-671-3117

FAX 045-681-5453

E-mail sh-cvsoudan@city.yokohama.jp



リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。